

平成28年度「医療技術・サービス拠点化促進事業」  
(医療拠点化促進に関する実証調査事業)  
二次公募に関するQ A

A) 応募対象となる事業について

1. 補助事業の金額規模の想定は？

金額は定めていません。上限も設定しておらず、金額が理由で不採択にすることはありません。ただし、採択にあたり申請金額の再検討が必要な場合は、採択前に個別にご相談させていただくことがあります。

B) 補助対象となる経費について

2. 参加団体へ委託した場合、委託先の人件費は受託単価を適用することは可能か？その他の費目はどのマニュアルを適用すべきか？

委託契約に基づくので、受託単価を適用することは可能です。  
ただし、委託先に対しては経済産業省で実施する委託事業と同様の手順で事業経費精算をする必要があります。つまり、受託単価の適用にあたってはいくつかの条件があるため、留意してください。

受託者に公表・実際に使用している受託人件費単価規程等が存在する場合、すなわち、①当該単価規程等が公表されていること、②他の官公庁で当該単価の受託実績があること、③官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること、のいずれかの条件を満たす場合、同規程等に基づく受託単価による算出（以下「受託単価計算」という。）を認める場合があります。

（経済産業省委託事業事務処理マニュアル12ページより抜粋）

※経済産業省委託事業事務処理マニュアルは、下記 URL からダウンロード可能です。

[http://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2015\\_itaku\\_manual.pdf](http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_itaku_manual.pdf)

その他は、各種マニュアルとも記載内容は共通であり、詳細が記載されているMEJの事務処理マニュアルを参照してください。

3. アウトバウンド事業で海外現地での研修実施を想定しているが、研修に係る諸費用を賄いきれない程度の安価な研修費を徴収する場合、事業費の対象となるか。

費用超過の場合には、超過分は事業費対象となる見込みですが、詳細を案件ごとに聞いて個別に対応致します。応募の段階では、超過分を事業費に含めるものとして予算を記載して頂いて構いません。

#### C) 採択後の留意点について

4. 申請時点で想定していなかった活動を追加で実施することは可能か？

交付申請書の記載内容から読みとれるもので、かつ補助事業における必要性を説明することが可能であれば、計画変更の承認の手続を経た上で、交付決定額を超えない範囲で活動を追加することは可能です。

#### D) 応募資格について

5. 連携する企業・団体に関して、参加団体とするか外注とするかで悩んでいるが、規定はあるか？

コンソーシアムの一員として広く事業に関わるのであれば委託契約を締結し参加団体として参画するべきであり、限定された一定の業務のみを行うのであれば請負契約を締結して外注とするのが妥当と考えています。業務の内容によって妥当性を判断することになりますので、コンソーシアム組成の際によく検討してください。

6. 協力団体について、「本事業に対する理解・協力等の意思表示を得ることとします（公募要領P11）」とあるが、何か証憑が必要か？

あらかじめコンセンサスが取れているという事実があれば、その旨を申請書（様式2）E-1の特記事項に記載頂き、証憑の提出は可能な範囲で構いません。レターに限らず、状況が客観的に分かる資料があれば提出してください。採択されてから初めて本事業への協力を打診に行くということは避けてほしいとの主旨です。

#### E) 申請書の作成要領について

7. 大企業か中小企業かを選択するにあたり、中小企業の定義とは？

中小企業基本法第2条において定められている定義に従ってください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

8. 該当する記載事項のない枠は削除して良いか？

全体の情報量の公平性（10枚）の観点から、枠は残し「該当なし」と記載してください。

9. 予算を作成するうえで、費用計上を開始するタイミングは？

申請においては、10月1日付補助事業開始として作成してください。審査に遅れが生じた場合、実際の費用計上は実際に補助事業が開始された時点からと致します。

10. 収支計画の開始年度は？

2016年度から5年間程度で記載してください。

以上